

令和8年度長崎県総合防災訓練(図上訓練)実施支援業務委託に係る質問への回答(R8.8.20)

質問番号	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書【委託内容詳細】9.(3)	「令和9年1月末頃に長崎県、長崎市、内閣府共催で実施予定の「地震津波防災訓練」の被害想定と同様の想定に基づいて各種資料を作成すること」とありますが、当該訓練と本案件の訓練は、演練内容にどのような違いがあるのでしょうか	令和9年1月末頃に長崎県、長崎市、内閣府共催で実施予定の「地震津波防災訓練」は、津波からの避難訓練や避難所設置運営訓練を行う実動訓練です。 一方で、本案件で実施する訓練は、上記の「地震津波防災訓練」と同様の訓練想定のもとで行う図上訓練となっており、長崎県及び長崎市において、災害対策本部の設置運営について演練します。 なお、本案件で作成いただく訓練シナリオは、長崎県におけるシナリオであり、長崎市のシナリオについては、長崎市において作成いただく予定となっております。
2	仕様書【委託内容詳細】9.(3)	「令和9年1月末頃に長崎県、長崎市、内閣府共催で実施予定の「地震津波防災訓練」の被害想定と同様の想定に基づいて各種資料を作成すること」とありますが、本案件の訓練資料を作成する上で準拠すべき当該訓練の被害想定資料は、いつ頃、貴県から提供いただける見込みでしょうか。	現時点では、橘湾を震源とする地震を想定した訓練の実施を予定しております。被害想定資料の作成に当たっては、「長崎県地震アセスメント調査報告書(平成18年3月)」を基本資料として使用することを想定しております。なお、同報告書に記載されていない詳細な数値等については、契約締結後に実施する長崎県との打合せの結果を踏まえ、設定いただくことを想定しております。 なお、「長崎県地震アセスメント調査報告書(平成18年3月)」については、下記URLから閲覧いただけます。 ○長崎県地震アセスメント調査報告書(平成18年3月) https://www.pref.nagasaki.jp/doc/page-588032.html
3	仕様書【委託内容詳細】6.	「訓練は令和9年1月又は2月に実施する予定とする。実施日は甲が別途指定する。」とありますが、貴県において実施日を検討する上で、受託者の対応不可な日程(期間中の数日)を考慮していただけますでしょうか。	受託者の対応不可な日程については、実施日の決定に当たり可能な限り配慮いたします。ただし、関係機関との調整状況等により、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。